

戸籍行政における総合情報誌

戸籍だより

大阪法務局長 石井 宏治 筆

大阪

1999. 7. 1
No. 96

大阪法務局民事行政部戸籍課

目 次

◎ 「戸籍雑感」一過失か、違法か一	白石 研二	1
◎ 就任ごあいさつ	楳野 勝	4
◎ 就任ごあいさつ	高橋 宏康	6
◎ 「戸籍記載例について」	森 芳生	7
◎ 「高齢者消除について」	今村みさ代	12
◎ 「法務局の戸籍課における窓口業務について」	原田 哲郎	16
◎ 平成11年度市区町村戸籍事務従事職員初級者研修		
セミナー問題解答（出生・認知）	原田哲郎・橋上浩司	22
セミナー問題解答（縁組・離縁）	寺野 洋一	28
セミナー問題解答（婚姻・離婚）	千手 茂美	32
セミナー問題解答（死亡・失踪）	阿野純秀・阿部栄一	35
◎ 遊歩道 なにわ 枚方市「禁野」の巻	阿部 栄一	41
◎ 法務局における伺い事件の処理例の解説	芝 正教	43
－母が他男と婚姻中に出生した子につき、母が離婚し 実夫と婚姻した後、その父から出された出生届について－		
◎ 「いわゆる情報公開法等の成立に伴う戸籍法の一部改正について	森 芳生	46
◎ 電話による質疑応答事例（55）	第二係	47
◎ 戸籍のポケット「書くこと、話すこと」	原田 哲郎	49
◎ 告 知 板		52
◎ 編 集 後 記		54
◎ 戸籍課配席図（平成11年7月1日現在）		



戸籍雑感

過失か、違法か

大阪法務局訟務部長 白石研二

我々公務員が職務を執行するにつき、国民の法益を侵害した場合、国家賠償法に基づき、国等が損害賠償責任を問われ得ることは周知のことであろう。同法1条1項は、公務員が「故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは」という要件を定めており、その字句からすれば過失と違法は別物であるかのように見えるのであるが、本当にそうなのか。不法行為の一般法である民法709条には違法という言葉が見当たらないが、これとの整合性はどうなるのか。

幸いにして戸籍事務を原因とする国賠事件の発生は数少

ないのであるが、公務員としての基礎知識に関わることでもあるので、今回は過失と違法の関係を論じることとした。

まずは東京地判平成3年5月23日・判例時報1382号3頁の事例を見ていただこう。甲男及び乙女は婚姻に際して氏を変更することを望まず、あえて婚姻の届出をしないまま事実婚を継続していた。甲男らは丙女をもうけたが、丙女の住民票においては乙女（世帯主）との続柄欄が「子」と記載され、嫡出子のように「長女」というような記載になつていなかつた。そこで、甲、乙、丙は、上記のような記載は非嫡出子を不当に差別した憲法14条に違反する、プライバシー権を保障した憲法13条違反であるなどと主張して武藏野市に対し、国賠法に基づき、慰謝料、弁護士費用を請求した。これに対し、上記東京地判は、「被告市長のした本件住民票の記載の適否あるいは被告市長の過失の有無を判断するに当たっては、その記載の方法が客観的にみて法令に違反する違法なものであったか否かという観点からではなく、むしろ、右の行為の時点において住民基本台帳の作成に関する事務を担当する一地方自治体の長としての被告市長の通常要求される職務上の法的義務の内容に照らして、その記載の方法に職務上の義務に違背したと見られる点があるか否かという観点に立って、その適否あるいは過失の有無が判断されるべきであることは、いうまでもないところである。そのような観点からすれば、右住民票の記載方法について、行政実務上の取扱いとして広く採用されている一定の確立した方法があり、その方法にそれなりの十分な根拠があると考えられる場合には、それにもかかわらず、なお、その取扱いが違法なものであることが明らかに認められるといった特段の事情がある場合でない限り、被告市長がその取扱い方法に従つてした事務処理については、これをその職務上の義務に違背してなされた違法なものとし、あるいはその事務処理について被告市長に過失があつたとするることはできないものと考えられる。」と判示

した。この判決の説示においては過失と違法との区別が極めて分かりにくいものとなっているが、実際の裁判例でも時折同種事例が見られ、マスコミも裁判所が「過失を認めて〇円の支払いを命じた」と報じたり、「違法を認めて〇円の支払いを命じた」と報じるなど統一がとれていない場合がある。

民法709条の成文化に大きな影響を与えた フランス民法は、ドイツ民法がいうような過失と違法性を包含する概念である過失（faute）で一元的に処理しようとしており、我が国の有力学説にも違法性概念を否定して過失への一元化を図ろうとするものがある。しかしながら、裁判例の多くは過失（結果予見義務・結果回避義務を尽くさなかつたという注意義務違反）と違法性概念を併存させ、過失がいくらか認められる場合であっても、公益目的、公共性等から違法性の度合いが低いとして損害賠償責任を否定する場合がある。このように違法性は結論の妥当性を図るために有用な道具概念という面があり、とりわけ権利侵害を伴うことが多い公務員の所為（例えば逮捕行為）であれば、国民から負託された公務員としての職務義務に違背したといえる程度の違法性がなければ損害賠償責任を認められないことされるのである。

我々が普段何気なく使う法律用語、とりわけ一般市民にとってもなじみのある用語の中には、時折、当該分野の基礎理論に及ぶような深さを持つものがあり、過失と違法は正にその一例である。戸籍法の世界でも同様のことがあるかも知れない。一度思い起こしてみられたらいかがであろうか。



就任ごあいさつ

大阪府戸籍住民基本台帳事務協議会
会長 横野 勝

会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
このたび小市前会長の後を引き継ぎ、本協議会の会長に就任することとなり、身の引き締まる思いをいたしております。

ご承知のとおり本協議会は、昭和23年10月に発足して以来、実に半世紀にも及ぶ輝かしい歴史と伝統を有しておりますが、これもひとえに歴代会長を始め諸先輩の皆様方の並々ならぬご努力の賜物と深く敬意を表する次第でございます。

さて、近年我が国を取り巻く国際化・情報化の流れは著しく、人権意識の高揚、プライバシー保護に対する関心が高まるなか、戸籍事務のコンピュータ化、渉外戸籍の多様化、選択的夫婦別氏制度、禁治産制度から成年後見制度への見直し、地方分権化による機関委任事務の廃止、さらには住民基本台帳のネットワーク化など二十一

世紀に向けて戸籍及び住民基本台帳事務に携わる私どもを取り巻く環境は大きく変化しております。このような状況のもと、戸籍及び住民基本台帳制度は住民のニーズに直接関わり、時代の要請に的確に対応して行くことが求められ、本協議会の果たすべき役割と責務もありますます重要なものとなっております。

今後とも、法務当局並びに関係省庁との緊密な連携のもと、会員皆様のご支援ご協力をいただきながら、微力ではございますが、本協議会の更なる隆盛、発展に努力する所存でございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(大阪市中央区長)



就任ごあいさつ



大阪府戸籍住民基本台帳事務協議会

幹事長 高橋 宏康

さる4月1日付の人事異動により大阪市中央区役所戸籍登録課長に着任しましたところ、5月1日付で本協議会の幹事長を引き受けることになりました。

50年を越える歴史を持つ協議会の幹事長という大役で、責任の重さをひしひしと感じております。前任の平木幹事長同様よろしくお願い申し上げます。

戸籍・住民基本台帳制度は、これまで社会経済事情及び住民の権利意識の変化等に対応するために幾多の改善を重ね、親族的身分関係・住居関係を登録・公証する制度として、住民の厚い信頼を得るとともに、行政の基礎資料のみならず広く日常生活の場において利用されています。

今日権利意識の高まりとともに、国際化・情報化の進む中で戸籍・住民基本台帳事務を巡る環境は変化しております。このような状況のもとでは、これまでにも増して、事務に携る者の連携を密にしつつ、事務の研究改善に努めることが重要となってまいります。

そのため、府下67市区町村の戸籍・住民基本台帳事務に携わる者の共通の場としての、本協議会の役割が十分果たせるよう、法務局を始め関係者の指導・協力を仰ぎながら、力いっぱい取り組む所存でございます。

皆様方には変わらぬご協力とご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

(大阪市中央区役所戸籍登録課長)

戸籍記載例について

戸籍課長 森 芳生

本年度の第1回初級者研修が6月15日から始まりましたが、この研修の目的は、市区町村における初任の戸籍事務従事職員に、日常の業務を適正に処理するために必要な基礎的法律知識及び技能を速やかに習得させることを目的とし、毎年約200名の方が受講されています。

そこで、初任者のための事務処理の一助になればと思い、現在の記載例の基礎となっている、昭和45年7月1日戸籍法施行規則の一部改正が施行された記載例について基本通達（昭和45年3月31日付民甲第1261号通達）に沿って説明します。

【通達1】 今回の改正は、事務の簡素化、合理化のため戸籍記載例を全面的に改正したものである。

- すでに使用しなくなった記載例や事件数の少ない特殊な記載例が削除されました。
- 法定記載例と参考記載例とに大別されました。これは、初任者が気軽に取っ付けるように記載例を簡略化するとともに、通常の事件を処理するのにほぼ必要な基本的なもののみを法定記載例として掲げられたものです。
- 記載例になれること、過誤のない記載をするためにも意義のあることです。
- 改正前の箇条書から一覧表になりました。「番号」、「事件の種別」、「届出地」、「記載する戸籍」、「記載する欄」、「記載例」と容易に検索することができます。

【通達2-1】 各事項の記載については、原則として、事項ごとに、その年月日をその冒頭に掲げることとした。

これは、昭和45年改正中一番の合理化であるとともに、改正の中心的位置にあり、コンピュータシステムによる証明書記載例も同様とされています。

- 「原則として」というのは、戸籍事項のほとんど、若干の身分事項を除けば、年月日から書き出すこととなりました。現在の戸籍事項については、「年月日編製①」というようになっています。訂正事項については、別紙2を参照してください。審判を得たような場合は年月日が冒頭にきます。
- 「事項ごとに」というのは、報告的届出事件であれば別紙1の①②③④、創設的届出事件であれば①②③とそれぞれの事項が組み合わさって最後に

「入籍」「除籍」となります。

【通達2-2】 届出又は申請の受附の記載については、「届出」又は「申請」の記載をするにとどめ、「受附」の文字の記載を要しないこととした。

非本籍人についても記載例の統一、画一化から、「年月日〇〇市長受附月日送付入籍」を「年月日〇〇市長から送付入籍」となりました。

【通達2-3】 届出人又は申請人の記載は、それが父又は母である場合には、資格の記載のみをするにとどめ、氏名の記載は要しないこととした。

「父」又は「母」の場合は父母欄を見ればわかりますが、養父母の場合は、転縁組という場合があるので省略できません。

【通達2-4】 次に掲げる市の記載については、市名の上に冠する府県名の表示は、省略してさしつかえないとした。

1 省略できる場合

- ① 地方自治法第252条の19第1項の指定都市
- ② 県庁所在地で、県名と同じ名の市

2 省略できない場合

- ① 東京都の特別区（大阪市などの市名を遗漏した場合区別できなくなる）
- ② 県庁所在地であっても、県名と違う場合は、県名を入れます。
- ③ 県名と同一の市であっても、県庁所在地でないときは省略しません。

【通達2-5】 出生及び死亡の場所の記載については、最小行政区画までを表示するものとした。

病院等の施設での出生、死亡が増え、実質的にあまり意味がなくなりつづることから最小行政区画までとされました。

【通達2-6】 婚姻事項の記載については、夫及び妻について相互に同じふりあいとした。離婚、養子縁組等についても右に準ずるものとした。

すべて同一ではなく、現行参考記載例42と43、44と45については、縁組事項が長くなっていることと、夫婦で当事者となっていることから一方が簡略されました。

【通達2-7】 離婚、養子縁組、生存配偶者の復氏等による入除籍の記載については、単に「復籍」と記載することなく、それぞれ従前の戸籍又は入籍する戸籍を、具体的に表示することとした。

【通達2-8】 氏の変更届又は転籍届における届出入の資格及び氏名の記載は、これを要しないこととした。

これは、戸107条1項、同108条1項とも、届出入を「戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者」と規定していることから、省略することとされました。

以上、概略となりましたが、戸籍に記載する場合、当然適正にということになります。この適正とは、第1に記載例が合っていること、第2が記載場所に誤りがないことです。そのことからも記載例の組み立てを理解すれば、取つきやすく、また、記載誤りも少なくなると思います。コンピュータシステムによる証明書記載例も示されていることからも、一度この通達と比較していただければ幸いです。



（別紙1）

1 報告的届出事件……出生届の場合の例（法定記載例2）

- ① **平成四年壱月拾日**
↓ [出生の年月日（事件発生年月日）]（戸13条2号）
↓
- ② **埼玉県浦和市で出生同月拾四日**
↓ [戸籍に入った原因及び届出受附年月日]（戸13条3号及び戸規30条2号）
↓
- ③ **父届出**
↓ [届出人の資格氏名]（戸30条2号）
↓
- ④ **同月拾八日同市長から送付入籍印**
[送付年月日及び受理した者の職名]（戸規30条5号）

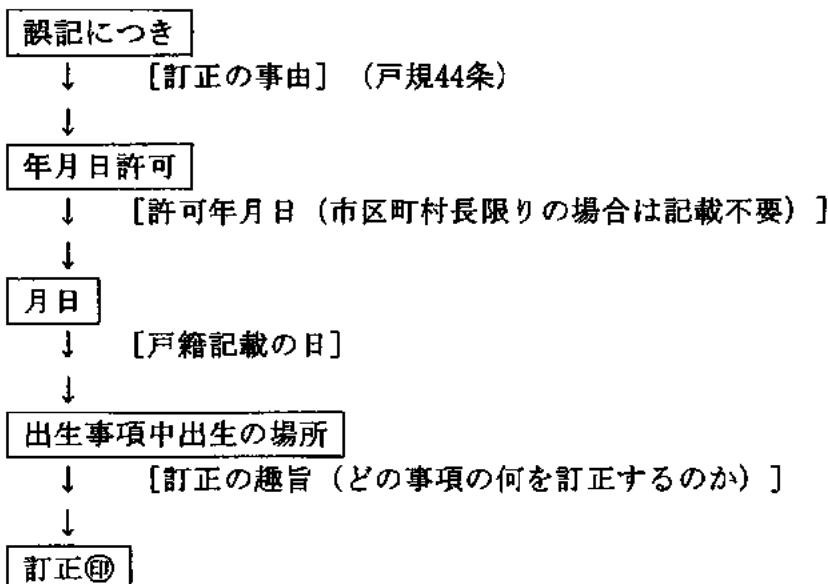
2 創設的届出事件……婚姻届の場合の例（法定記載例59）

- ① **平成四年壱月拾日**
↓ [届出受附年月日]（戸規30条2号）
↓
- ② **乙野梅子と婚姻届出**
↓ [戸籍に入った原因]（戸13条3号）
↓
- ③ **東京都千代田区平河町1丁目四番地甲野幸雄戸籍から入籍印**
[從前戸籍の表示]（戸13条7号）

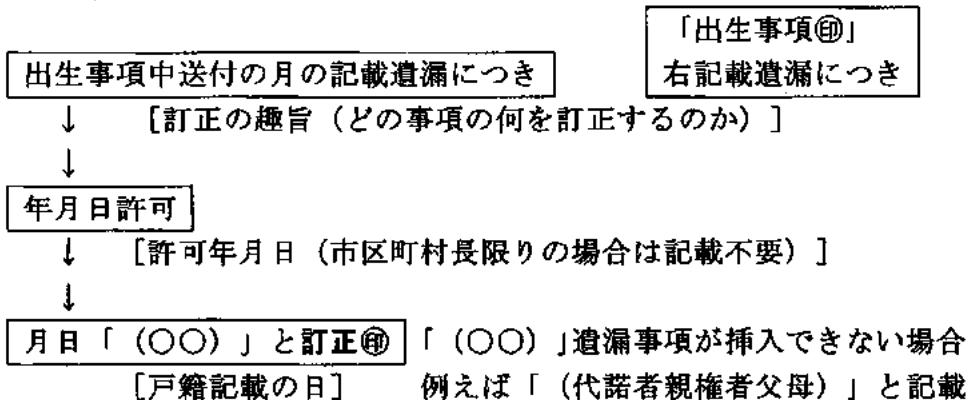
(別紙2)

戸籍の訂正(職権訂正)

1 誤記による職権訂正の場合



2 記載遺漏の場合



加入した場合は

「○○の記載遺漏につき月日記載印」とする。

高齢者消除について

戸籍課第二係長 今村みさ代

1 高齢者消除とは

高齢者消除とは、戸籍上の生年月日から一般的に死亡している蓋然性が高いとされる高齢の者で附票に住所の記載のない行方不明の者について、戸籍法第44条第3項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、監督局の長の許可を得て、消除することによって、戸籍を整理するための行政措置として認められているものです。

2 高齢者消除に関する先例について

高齢者消除の取扱いは、大正5年2月3日民第1836号法務局長回答に始まります。

この先例において、大正天皇の即位の礼に際し内務省の指示により調査した結果、大阪市内において戸籍上100歳以上の在籍者は870名で、そのうち現住者は4名のみであったことから、所在不明で死亡したものと認めざるを得ない者について、監督区裁判所の許可を得て消除することができるとされました。

この後、高齢者消除に関する先例は、以下のように変遷しながら現在に維持されています。

- * 所在不明の高齢者について事実調査の結果、死亡の事実を確認し得る場合は監督区裁判所の許可を得て職権で除籍できる
(大正5年11月9日民第1784号法務局長通牒)。
- * 所在不明の高齢者の除籍手続に監督区裁判所に対する職権記載の許可申請書には、でき得る限り調査上必要な書類を添付する(昭和6年7月25日民事第697号民事局長回答)。

- * 100才以下の高齢者で民法施行前戸籍に失踪の記載があり、数十年音信不通で全く生死不明の者で、かつ、現在籍者及び親族も全く不知の者についても、監督区裁判所の許可を得て抹消の戸籍記載をすることができる（昭和7年7月25日民事甲第733号民事局長回答）。
- * 90才以上100才以下の高齢者でかつ所在不明の者については、監督区裁判所が調査の上死亡の事実を認定し得る場合に限り死亡の職権記載の許可をすべきである。したがって、その許可申請には上記の調査上必要な書類を添付すべきである（昭和9年7月9日民事甲第979号民事局長回答）。
- * 100才以上の高齢者の所在が不明でその生死及び所在につき調査の資料を得ることができないときには、職権消除の許可申請書にその事由を記載し戸籍謄本及び戸籍附票謄本を添付させ、監督法務局の長においてその消除を許可して差し支えない（昭和32年1月31日民事甲第163号民事局長回答）。

3 高齢者消除の許可申請手続について

高齢者消除の許可申請の具体的な手続については大阪法務局戸籍事務取扱準則第20条に定められています。同条第2項に、「前項の許可申請書には、事件本人の戸籍謄本及び戸籍の附票の写し並びに関連する戸籍、除籍の謄抄本その他必要と認める書類を添付しなければならない。」とあります。

高齢者消除の取扱いの対象となる者の数は各市区町村によってかなり違いがあり、それぞれの実情に応じて隨時許可申請していただいているのが現状で、実際に許可申請される場合の添付書類の範囲についても、市区町村によって実に様々です。

一方、皆様もよくご存じのように、平成6年法律第67号をもって「戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律」が公布され、

同年12月1日から施行されたことにより、戸籍事務のコンピュータによる処理が可能になり、現在全国で300以上の市区町村で稼働中です。当局管内の市区町村におきましても着々と準備検討していただいているところです。

ところで、コンピュータ化について検討される際に、まず、高齢者消除の取扱いをもって戸籍を整理してからと考えられる市区町村も多々あるのではないかと思われます。

そこで、このような高齢者消除の許可申請の増加が予想される特殊事情のなかで、迅速かつ円滑な事務処理のため、当分の間、高齢者消除の許可申請される場合、次のようなことに御留意をお願いいたします。

まず、高齢者消除の対象者であると思われる者について、複本籍が生じていないか等を調査していただき、高齢者消除の許可申請をすべき事案であると判断された際には、原則的に、少なくとも、

- ① 本人の13歳位から現在までの全ての除籍謄本及び戸籍謄本
- ② 本人の現在の戸籍の附票の写し
- ③ 本人の全ての実子・養子の最終の戸籍謄本及び戸籍の附票の写し

ただし、それらの者が死亡しているときは同人等の死亡の記載のある戸籍あるいは除籍謄本を添付して申請していただくようお願いいたします。

また、許可申請をされる際には余裕をもって事前にお知らせいただくようお願いいたします。

4 高齢者消除事項の戸籍記載後について

高齢者消除事項が記載された後の戸籍に関する先例として、昭和32年12月27日民事三発第1384号民事局第三課長事務代理回答があり、「年月日時及び場所不詳死亡年月日〇〇司法事務局長

の許可により月日除籍」と戸籍に記載のある者を被相続人とする相続登記申請がなされても、届出により、死亡の日又は失踪宣告により死亡とみなされる日が戸籍に記載された後、当該相続の登記を申請すべきであるとされています。ただし、現在の記載例は「高齢者につき死亡と認定年月日許可月日除籍」と改正されていることは、ご存じのとおりです。

つまり、高齢者消除の取扱いは、一定の要件の下に戸籍を整理するための行政措置として認められているものですから、戸籍上相続開始の時期が明らかにされているものではなく、したがって、高齢者消除事項の記載がなされた戸籍謄本をもって相続開始を証する書面とすることはできないことに注意を要します。

なお、高齢者消除によって除籍された者について、失踪宣告届がなされた場合は、これを受理し、既に記載されている高齢者消除事項は改めて監督局の長の許可を得て消除することになります（昭和40年11月11・12日宮崎県連合戸籍住民登録事務協議会決議）。

5 おわりに

高齢者消除の許可申請事務に携わるなかで、御本人の関係者の方から複雑な事情や心情をお伺いすることも多々あり、高齢者消除の取扱いについて、正確にかつ十分に理解していただく必要性を痛感しているところです。

戸籍は人の身分関係を登録・公証する公文書であり、その記載は常に真実の身分関係と合致していることが要請されています。高齢者消除の取扱いは、このような要請に答えるべく認められている行政的措置であるのですから、その先例の趣旨をふまえ、その重みを十分に認識し、慎重に処理すべきであることは申すまでもありません。

「法務局の戸籍課における窓口業務について」（その1）

戸籍国籍相談官 原田哲郎

I. はじめに

II. 届書記載事項証明書の発行について（以上、本号掲載）

III. 婚姻等の要件具備証明書の発行について

IV. 戸籍に関する相談について

V. まとめ

I. はじめに

当局では平成10年度から、人事異動により初めて戸籍事務を担当することとなった職員に対して、「戸籍事務導入研修」が行われています。

私は、戸籍国籍相談官の立場から、昨年度と本年度の2回、法務局の戸籍事務における窓口対応の実際を、「相談対応等について」と題して説明をしました。その結果はともかく、私にとっては自分自身の仕事を見直すまたとない機会となりました。

そこで、今度は、本誌上をお借りして、「法務局の戸籍課における窓口業務」の一端を、市区町村の戸籍事務担当の皆様方にご紹介したいと考え、導入研修の際に言い尽くせなかったこと等を含め、再度考察を加えてみることとします。

もとより、浅学非才な身ですから、舌足らずな説明、解釈の誤りや考え違いな箇所も多々あろうかと思いますが、その点は読者諸氏のご叱責を賜りたいと思います。

なお、文中の意見にわたる部分につきましては、私見であることを念のため、お断りしておきます。

II. 届書記載事項証明書の発行について

1 私は昨年、本誌【第92号・1998(昭10)年8月】で、郵便局の簡易保険の死亡保険金請求に伴う死亡届の記載事項証明請求について考察しました。

本稿では、戸籍の届書全般につきまして、その閲覧や記載事項証明書の請求があった場合の対応について考えてみます。

戸籍の謄、抄本及び戸籍に記載した事項に関する証明については、「公開」が原則です。しかし、本人又はその配偶者等、戸籍法施行規則第11条に掲げられている者を除いては、請求事由を明示させ、その請求が不当の目的であることが明白なときには、市区村長はその請求を拒否することができ（戸籍法第10条），個人のプライバシーの保護を図っています。

さて、戸籍の届書その他市区町村長の受理した書類の公開については、戸籍法第48条に規定があり、「利害関係者」は「特別の事由」がある場合に限り、その閲覧や証明書の交付を請求することができるとしています。これは、戸籍や除籍と異なり、届書等は原則「非公開」の書類とされているからです。

非公開とされている理由については、戸籍届書類中には個人の秘密に関する事項が多く記載されており、これを戸籍と同様に自由に公開できるものとすると、個人の名誉やプライバシーの侵害が生ずるおそれがあります。その結果、届出の正確を期すことができなくなり、ひいては戸籍への信頼が失われてしまうおそれがあるからだ、といわれています（身分関係を証明する必要がある場合、通常は戸籍の謄、抄本によってその目的を達することができると考えられる）。

2 ところで、戸籍に関する届書は、なぜ法務局（又は地方法務局、その支局）に保管されているのでしょうか。

それは、戸籍法施行規則第49条並びに同法第48条第2項の規定があるからです。戸籍の記載手続を完了した本籍人に関する届書類等は、1箇月ごとに監督法務局若しくは地方法務局又はその支局（以下、監

督局といいます。）に送付され、送付を受けた監督局は送付の翌年から27年間保存することとされているからです（届書等を監督局に送付させる主な目的は、市区町村の戸籍の正本が滅失したときの再製資料とすることにあるとされています）。

余談ですが、同じ法務局の職員であっても、戸籍事務経験者以外で、戸籍の届書が法務局に保存されていることを知っている者は、案外少ないのでないかと思います（私もその一人でした）。

3 前置きが長くなりましたが、この戸籍届書の記載事項証明書の交付手続について、みていきましょう。

（1）請求の要件について

前述のとおり、戸籍届書類等の閲覧や記載事項証明書の請求につきましては、戸籍法第48条の第2項に規定されています。

繰り返しになりますが、請求の要件には、

- ①請求者は「利害関係人である」こと、
 - ②その請求について「特別の事由がある」こと
- の2点があります。

（2）請求に必要な書類について

①「当該届出事項が記載されている戸・除籍の謄、抄本」

これを提示させる理由は、利害関係人であることの確認と当該届書の検索（本籍地並びに届出日又は送付日の確認）のためです。

②「請求者自身の身分を証明するもの」

これを提示させる理由は、提示させた戸・除籍の謄、抄本に記載された事件本人等と請求者とを結び付けるためです。

③「請求者の印鑑（認印でよい）」

④「代理人による請求の場合は委任状及び代理人自身の身分を証明するもの」

来庁者が委任状に記載された代理人本人であることを確認するため、代理人自身についても、その身分を証明するものの提

示を求める。

また、当然のことながら、この委任状には請求の事由が具体的に記載されていることが必要ですし、これに請求者自身の身分を明らかにする書面（上記①②）の添付も要します（戸籍誌534号62頁）。

(3) 請求に対する審査について

① 「利害関係人であること」の確認

戸籍法第48条第2項にいう利害関係人とは、

- i 届出事件本人又は届出人
- ii 届出事件本人の家族又は親族
- iii 届書類上の利害関係人（例、婚姻、養子縁組等の届出の証人となった者）※戸籍誌445号44頁以下、519号72頁以下参照
- iv 職務執行上届書の閲覧等を必要とする官公吏

がこれにあたるとされていますが、単に財産上の利害関係を有するに過ぎない者の請求は認められません（昭和22年4月8日民事甲第277号民事局長通達、同23年1月13日民事甲第17号民事局長通達、同23年9月9日民事甲第2484号民事局長回答、同27年11月19日民事甲第661号民事局長回答、同58年9月28日民事甲第5717号民事局長回答参照）。

事件本人、届出人等であることは戸・除籍の謄、抄本の記載と提示された身分証明書によって確認することになります。

この身分証明書につきましては、前述のとおり、本人でなければ所持し得ないものであることを要し、特に、運転免許証やパスポート等のように、顔写真付きの公的機関から発行されたものや、通常、他人に貸与することが極めて少ないのであると思われる健康保険証などであればよいのですが、これらを持たない請求者については、その取扱いが問題となります。

この身分証明書を持たない申請者への対応につきましては、戸籍誌445号の「戸籍小箱No.41」に、利害関係人であるかどうかの調査方法として、「…その者の身分関係を明らかにする書面の呈示を求めるか、

又は、問審等によって確認する…（昭37.3.28民甲849回答）。…」が解説されています。

この問審につきましては、刑事裁判の公判手続の冒頭で、法廷に出頭した者が被告人その人に相違ないことを確かめるために行う「人定質問」に準じて、申請者本人に「本籍、筆頭者、氏名、生年月日、父母の氏名、続柄」等を尋ね、その答えが戸籍の記載と一致すれば本人と認めて差し支えないのではないかと考えます（もちろん、このような場合はあらかじめ、上司に相談することが必要です）。

②「特別の事由があること」の確認

特別の事由とは、戸籍あるいは除籍に記載されていない事項を、届書類の閲覧又はその記載事項証明書の交付によって確認することについて、特別の必要があることと解されています。

その必要性については、申請者をして請求書にその理由を書かせる（記載内容が不明瞭、不十分であれば、更に本人に詳しく聞き取る）ことによって判断すればよいことになります。

また、その事実を証する書面（例えば、郵便局の簡易保険の死亡保険金等の請求の場合の通知書並びに同保険証書＝保険金額や受取人の確認ができる）の提示を受けることも確認の一方法になります。

特別の事由がある場合の具体例としては、

- i. 法令によってその提出が義務付けられている場合
- ii. 日本戸籍を有しない外国人について、その届書の記載事項証明書による以外、その身分関係を証明することができない場合
- iii. 国又は地方公共団体の職員が職務上必要とする場合
- iv. 戸籍訂正や身分行為の無効確認の裁判等を提起する場合
- v. 先例や通達等によって認められている場合
- vi. 出生あるいは死亡の証明書を必要とする場合で、病院等においてカルテが法定の保存期間（通常5年=医療法第24条第2項）の経過によって廃棄され、その証明が得られない場合

などがあります。

上記以外の場合については、法の趣旨に則って処理することになりますが、本人が記載（あるいは申述）した内容が、特別の事由に該当するか否かの判断は、实际上、大変に難しいことです。

上司への相談や指示を受ける必要がある場合もあるでしょうし、事案によっては、本局（管区局）あるいは法務本省の判断を仰ぐケースもあるかもしれません。

いずれにしましても、戸籍届書の閲覧や記載事項証明の請求があった場合の対応のポイントは、①「戸籍の届書は非公開が原則」であることを十分に認識し、②「利害関係人」と「特別の事由」について、慎重に確認をすることになります。

（以下次号に続く。）

平成11年度市区町村戸籍事務従事職員初級者研修 セミナー問題解答

一出生・認知矢口一

(第1回、第2回共通)

【問1】

父母婚姻前に出生した子の出生届が、父母婚姻後に母から嫡出子として届け出られた場合、子は父母の戸籍に入籍するでしょうか。

【答え】

届出人が母の場合には、非嫡出子として届けなければなりませんし、子は出生時の母の戸籍に入籍することになります。

【解説】

父母婚姻前に出生した子について、婚姻後に嫡出の子として出生届をする場合、戸籍法にその規定があります。

すなわち、同法第62条に、父母の婚姻前に出生した子について、その出生の届出に先立って父母が婚姻した場合には、出生の届出と認知の届出を別々にするまでもなく、父から嫡出子出生の届がなされたときは、これに認知の効力を認める旨を規定しています。

したがって、本問のように届出人が「母」である場合には、父の認知の効力を有しない出生届ですから、嫡出でない子として届けなければなりませんし、子が入籍する戸籍は出生時の母の戸籍となります。

なお、父から嫡出子として出生の届出があれば、この子は直ちに父母の戸籍に入籍することになりますが、認知の効力を有する届であることから、出生子が成年に達していれば、その者の承諾が必要となるなど、認知の要件を具備していかなければなりません。

ところで、仮に本届書が誤って受理され、父母の戸籍に嫡出子として入籍記載された場合には、戸籍訂正手続により父母の戸籍に記載されている子を消除し、嫡出でない子として母の婚姻前の戸籍に入籍させることとなります。しかし、便宜的な方法として、既に届出がなされている出生届に、父母婚姻の旨及び届出人に父を加える旨の追完届が父から出されたときは、追完の届出があった旨を子の出生事項に続けて記載し、戸籍はそのままにしておくことが認められています（昭和31年12月4日付民事甲第2709号民事局長回答）。

【問2】

配偶者の連れ子と養子縁組した後、養父はその養子を認知することができるでしょうか。

【答え】

養子が「他の者の嫡出子でなく」かつ「他男が認知していない嫡出でない子」であれば認知することができます。

【解説】

法律上の婚姻関係にない男女間に出生した子の地位を安定させ、父母との間に親子関係を成立させるのが「認知」の制度です。

認知については、成年者を認知する場合にはその者の承諾を要し（民法782条），死亡した子を認知するには、その者に直系卑属があるときに限られる（民法783条2項）などの制限がありますが、認知者と被認知者との間に血縁関係のあること、嫡出でない子で他人に認知されていないこととの要件を満たせば、認知することができます（民法779条）。

したがって、養子縁組をした子であっても、その要件を満たしていれば認知できることとなります（明治32年3月29日民刑第224号回答、戸籍誌284号「落葉」参照）。

【問3】

非嫡出子として出生後、間もなく死亡した子について、母と実父が婚姻後に戸籍法第62条の出生届ができるでしょうか。

【答え】

戸籍法第62条の出生届をすることはできません。

【解説】

戸籍法第62条の出生届は、認知の効力を有するものです。

死亡した子に対する認知については、その者に直系卑属がある場合に限られますので、本問のような場合には認知の届出をすることはできることになります（民法783条2項）。

【問4】

初婚の男女の婚姻後200日以内の出生子について、妻が嫡出でない子として届け出た後に夫から認知届が出されました。どのように取扱うべきでしょうか。

【答え】

認知届として受理することなく、子の戸籍の記載を生来の嫡出子としての記載に訂正する旨の申出書として扱い、監督法務局長の許可を得て職権訂正を行なうことになります。

【解説】

本問は、いったん母から嫡出でない子として出生届がされ、母の（つまり、婚姻により編製された父母の）戸籍に入籍した子について、父から認知届が出された場合ですが、母の夫が父であるときは、その婚姻中に出生した子は生来の嫡出子です（昭和15年4月8日民甲第432号回答）から、父からの認知ということはありません。

よって、市区町村長はこれを認知届として受理することなく、子の戸籍の記載を生来の嫡出子としての記載に訂正する旨の申出書として扱い、監督法務局長の許可を得て職権訂正を行なうこととなります（昭和34年8月28日民甲1827号通達）。

なお、婚姻成立後200日以内の出生子について、非嫡出子として届出があった後、母から嫡出子と訂正する旨の追完届は、戸籍記載前であれば認められます（戸籍誌490号89頁「こせき相談室」）。

【問5】

2年前に協議離婚した前夫との間に長男を有する母から、後夫との間に出生した嫡出子について、別紙のとおり出生の届出がありました。

この届書について、その問題点をあげ検討してください（ただし、住民基本台帳や人口動態に関する箇所は除きます）。

【答え及び解説】

1. 届出期間満了後の届出です。=「満了日は6月23日」

出生届は、戸籍法（第43条、49条）上、事件発生の日（子の出生日）から14日以内に届け出なければなりませんが、本届はこれを経過しています。

2. 子の名に「昇」の文字は使用できません。

子の名に用いることのできる文字は、「常用漢字表」、「人名用漢字別表」及び「人名用漢字許容字体表」に掲げる文字に制限されています。

「昇」という文字（漢字）はこのいずれにも該当しませんから、子の名として使うことはできません。

3. 父母との続柄は「長男」と記載します。

出生証明書中に「この母の出産した子の数」が「2人」となっ

ておりますが、一人目は前婚の夫との子ですから、今回の出生子は後婚における第一子であり「長男」となります。

続柄については、同一戸籍内にあるなしにかかわらず、父母を同じくする子供の中での出生の順序にしたがって、長男（長女）、二男（二女）、…と記載することとなります（昭22.10.14民甲1263通達）。

4. 生れたときは「午後0時15分」と記載します。

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と記載します。

5. 生れたところは「大阪市北区梅田1丁目1番1号」と記載します。

生れたところは、その住所（生まれた場所が病院であれば、その病院の住所）を記載することになります。

6. その他欄に「出生証明書中の氏名欄は命名前のため空欄」と記載します。

原則としては、出生証明書を発行した医師に、証明書中の「子の氏名欄」に子の氏名を追記載してもらったうえで受理するのが相当ですが、「出生証明書中の『子の氏名』欄の記載が空白のまま届出があった場合には、届書の『その他』欄に、子の氏名欄が空白になっている事由についての記載があるときは受理できる」とした先例（昭50.5.23民二2695回答）がありますので、届書にその旨の記載（具体的には「出生証明書中子の氏名欄は命名前のため空欄」と書く）を必要とします。

（原田、樋上）

出生届

平成11年6月24日届出

大阪市中央区長殿

本届書中
字加入
字削除
字訂正



住所を定めた
年月日
(記入の必
要はあり
ません)

-27-

		受理 年月日 第	発送 年月日 (大阪市・区長印)
		送付 年月日 第	
		郵便回数 戸籍記載 記載用紙 郵便票 連絡用紙 通知用紙	
<p>(1) 生まれた子の氏名 (2) 生まれたとき (3) 生まれたところ (4) 住 所 (住民登録をするところ) (5) 父母の氏名 生年月日 (子が生まれたときの年齢) (6) 本 権 (外国人のときは 国籍だけを書いてください) (7) 同居を始めたと きの父と母 (8) 子が生まれたときの世帯のおもな仕事と (9) 父母の職業 (10) その他の (11) 連絡先 (連絡用紙が記載されるところ) 電話 () - 主たる勤務先 会社() か</p>	(は ろ か な) 大きな かばる 姓 名 父母との 続柄 出子 (二 □男) □出でない子 (□男 □女) 山田 伸		
	父母と の 続柄		
	生まれたとき 平成11年6月10日 午前 12時15分		
	生まれたところ 大阪法務病院 丁目番地		
	住 所 大阪市中央区谷町2丁目番地		
	世帯主の氏名 山田太郎 世帯主と の続柄 子		
	父 山田太郎 母 山田洋子		
	生年月日 昭和44年2月1日(満2歳) (子が生まれたときの年齢) 昭和47年11月26日(満2歳)		
	本 権 大阪市中央区谷町2丁目番地		
	(外国人のときは 国籍だけを書いてください) 新規者 の氏名 山田太郎		
同居を始めたとき 10年1月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)			
の父と母 子が生まれたときの世帯のおもな仕事と 父母の職業 父の職業		<input type="checkbox"/> 1. 産業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 工業・農業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公署は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の社員登録者が1人から5人までの世帯 <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の社員の世帯(日立または1年未満の契約的雇用者は除く) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないいのちの仕事をしている眷ぐる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (勤務調査の年)... 年の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)	
その他の 連絡先 の記載 人		<input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 法定代理人() <input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> 経営 <input type="checkbox"/> 助産婦 <input type="checkbox"/> その他立会者 <input type="checkbox"/> 公証人の長 住所 丁目番地 (4と同じ) 本 権 丁目番地 (4と同じ) 署名 山田洋子 (印) 昭和47年11月26日生	

記入の注意

- 鉛筆やボールペンが墨インキで正しく書いてください。
- 文字は、つづけないで正確に書いてください。
- □には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。

- ・ 子の名は、常用漢字、人名漢字、かなから、ひらがなで書いてください。
- ・ 「よみかた」は、戸籍には記載されません。

出生証明書

記入の注意

子の氏名	男女の別	①男 ②女
生まれたとき	午前 0時15分 (午後)	
出生したところ及び ところ及び その種別	出生したところ の種別 ①病院 ②警察所 ③助産所 ④自宅 ⑤その他	大坂市北区荷田1丁目 番地 1号
出生地	子の本籍地、届出人の新在地又は生まれたところのいずれかの役所に出してください。	
体重及び身長	体重 3,000	身長 49.3センチメートル
單胎・多胎の別	①単胎 ②多胎(子中第子)	
母の氏名	山田洋子	妊娠週数 満40週 日
この母の出産した子の数	出生子(この出生子及び出生後) 死亡した子を含む 死産児(妊娠周22週以後) 胎	
① 医 師 ② 助産婦 ③ その他	上記のとおり証明する。 (住所) 大坂市北区荷田1丁目 1番 1号 (氏名) 小瀬志二 (印) (電話番号) (06) 6787-0123	

表の1・2月は「午前8時より
午後12時は「午後4時」と
書いてください。

体質及び身長
は、立会者が医師又は助産師以外の者で、わからなければ書かなくてかまいません。

この母の出産した子の数は、
当該又は家人などから聞いて
書いてください。

この出生簿
書の記載者の場
所は、この出生の
立会者の印が押
し置かれた場合
ともに立ち会っ
た場合は、記載
が重くようは1、
2、3の順序に
並べて書いてく
ださい。

－縁組系目・離婚縁組－

(第1回)

【問1】

縁組届の届出人及び家庭裁判所の許可の要否について、以下の場合にわけて検討してください。

- ①養子が13歳の場合
- ②養子が15歳の場合
- ③養子が20歳の場合

【解説】

1. 届出人について

①の場合

養親となる者及び縁組の代諾をする者（代諾者）。

養子となる者の法定代理人が、本人に代わって縁組の承諾をすることになります。嫡出でない子については母、嫡出子については父母が婚姻中であれば父母、父母が離婚していれば離婚届出時に親権者と定められた父または母が親権者となります。その後親権者が変更されている場合は、変更後の親権者が届出人となります（民法797条1項、819条1項、6項）。

②③の場合

養親となる者及び養子となる者。

縁組の当事者が届出人となります。

2. 家庭裁判所の許可の要否について

①②の場合

許可が必要。ただし、自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合は、許可は必要ない。

未成年者を養子とする場合は、家庭裁判所の許可を得なければならないとされています（民法798条）。

ただ、自分の嫡出でない子・孫等や配偶者の子・孫等の直系卑属を養子とする場合は、養子が不利益を被る縁組がなされるおそれはないであろうとの趣旨から、家庭裁判所の許可は不要とされています（民法798条ただし書）。

③の場合

許可は不要。

成年者を養子とする場合は、家庭裁判所の許可を受ける必要はありません。

〔問2〕

15歳の子が、母の後夫と縁組するときの母の同意の要否について、以下の場合にわけて検討してください。

- ①子が非嫡出子である場合
- ②子が嫡出子である場合

【解説】

設問にある母の同意とは、養親の配偶者としての同意ということです。

①の場合

母の同意は不要。

配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者と共にしなければならないとされていますので(民法795条), 本問の場合、母も縁組の当事者(養親)になります。

したがって、配偶者と共に縁組をする場合は、配偶者の同意は必要ありません(民法796条)。

②の場合

母の同意を要する。

配偶者の嫡出である子を養子とするときは、単独で養子縁組をすることになります(民法795条)。嫡出親子関係を有する当事者は縁組をすることができませんので(昭和23年1月13日判例17号), 母は縁組の当事者となることはありません。

したがって、本問の場合、別途養親の配偶者としての母の同意が必要ということになります。

なお、養子が15歳未満で母が縁組の代諾者(届出人)である場合は、代諾の意思表示に同意の趣旨も含まれていると解されることから、養親の配偶者として別途母の同意を求める必要はありません。

【問3】

配偶者のある者が単独で養子になる場合に、その配偶者が証人として届書に署名、押印の上、届書の「その他」欄に「配偶者の同意は証人欄の記載をもって代える」旨の記載がされているときは、配偶者の同意があったものとみることができるものでしょうか。

【解説】

別途配偶者の同意が必要。

この場合、配偶者の同意があったものとして取り扱うことはできません。

したがって、さらに同意が必要ですので、同意書を添付してもらうか、届書の「その他」欄に同意の旨を付記し、署名押印してもらうことになります（昭和63年2月17日法務省民二797号通知：改正養子法に関する質疑応答集 第4、戸情誌532号巻末）。

【問4】

平成5年10月に縁組した後、同11年10月に離縁の届出をする場合に、養子が離縁届と同時に戸籍法73条の2（縁氏続称）の届出をすることができるでしょうか。

【解説】

届出をすることができない。

戸籍法73条の2（縁氏続称）の届出は、縁組の日から7年を経過した後に離縁した場合で、かつ、離縁の日から3か月以内に限られており、本問の場合、届出期間については問題ありませんが、縁組の継続期間が7年を満たしておらず、届出をすることができないことになります。

なお、縁組の継続期間および届出期間の起算日についてですが、共に、民法の期間計算の一般原則（初日不算入）に従って、縁組の日および離縁の日の翌日から起算することになります（昭和140条）。

また、届出期間の満了日については、末日が届出地市区町村の休日に当たるときは、その休日の翌日が期間の末日になります（昭和63年12月20日民二7332号通達）。

【問5】

死亡養親と離縁しようとするときは、家庭裁判所の許可を得てすることになりますが、届出には証人が必要となるでしょうか。

【解説】

証人が必要である。

死後離縁の届出は、生存当事者が家庭裁判所の許可審判を得て、届出をすることによって効力を生ずる創設的届出となります（民法811条6項、戸籍法72条），協議離縁の場合に準じて証人が必要となります（昭和24年5月30日民事第1251号回答）。

これは、家庭裁判所の許可が離縁の当否を判断するにとどまっているため、届出当時における届出人の離縁意思の存在を確実に担保するためであるとされています。

（寺 野）



－女昏 女因・離佳 女昏－

(第1回)

以下の手続きについて、誤りがないか検討して下さい。

1. 満18歳の男性と満15歳の女性の婚姻届がなされ、男性の方については、父の同意がありませんでしたが、そのまま受理しました。

解説：（婚姻適齢）

民法第731条に規定されているとおり、女性については満16歳に達しなければ、たとえ父母の同意があっても婚姻することはできません。しかしながら、すでに受理してしまった場合については、この婚姻はもはや有効であり、婚姻適齢に達するまでの間、一定の者が裁判で請求し、取り消すことができるに過ぎません（同第744条）。なお、このような不適齢者が適齢に達したときは、その取消を請求することはできません（同第745条）。

一方、満18歳の男性については、未成年者としての父の同意を要しますが（同第737条），その同意ないまま受理された婚姻はすでに有効に成立しており、取消原因とはなりません。（参考：昭和30年4月5日最高裁判例等）

2. 離婚後3か月の女性から婚姻届がなされました。その女性の年齢が58歳であったことから、そのまま受理しました。

解説：（待婚期間）

女性の待婚期間については、同一人との再婚など先例等で認められている特別な場合を除き、離婚後6か月を経過しなければ再婚することはできません（民法第733条）。

ですから、再婚する女性の年齢が58歳である設問の場合は、そのまま受理することなく、監督法務局長の指示を得てその受否を決定

することとなります。 (跡:昭39年5月27日民甲第1951号民事局長回答, 昭和40年5月13日民二第202号民事局長指示, 昭和42年10月24・25日衝島県戸住協決議)

しかしながら、すでに受理してしまった場合については、前問同様この婚姻はもはや有効であり、待婚期間を経過するまでの間、取り消すことができるに過ぎません（民法第744, 746条）。

3. 夫の氏を称する婚姻をした夫婦から、妻の氏を称したいとして、離婚届と同時に妻の氏を称する婚姻届がなされたので、受理しました。

解説：（離婚の意思）

本問の離婚届には、当事者間に離婚の届出をする意思の合致はあっても、真に夫婦関係を消滅させる意思が全くないことが明白ですので、当該届出を受理することはできません。

すなわち、婚姻届と協議離婚届が同時になされたという客観的事実によって、当事者間に離婚意思のないことが市区町村長の形式的審査権の範囲内でも容易に判断し得る場合は、届出を受理すべきではありません（民法第742条1号）。(跡:戸籍492号77頁)

4. 離婚届と同時に婚氏続称の届出をした後、再び同一人と再婚している女性から、

「今般、また離婚することになったが、周りには知られたくない
のでそのまま婚姻中の氏を名のりたい。」

との相談を受け、離婚届と同時に婚氏続称の届出を受理しました。

解説：（戸籍法77条の2の届）

婚氏続称の届出による氏の変更は、離婚復氏した者の氏を、離婚の際に称していた呼称上の氏に変更するものです。

したがって、離婚後の氏と離婚の際に称していた氏とが同一呼称

であることから、本問の場合は受理すべきでないことになります。

（参考：昭和58.4.1.民二第2285号通達、戸籍誌457号66頁・同490号88頁・同553号45頁）

5. 今日（6月18日）、期間を定めない離婚届の不受理申出書が郵送されてきたため、6か月後の12月17日を期間満了日として受け付けました。

解説：（不受理申出書）

不受理申出書の取扱い期間は、申出の日から6か月を超えない範囲で、申出人が定めた期間ですが、その記載のない場合は6か月となります。

また、不受理申出の期間計算については、初日不算入であり（民法第138条～143条），期間の満了日が休日の場合は、その翌日まで伸長されます。

したがって、本問の場合、12月18日が休日（土曜日）に当たりますので、満了日は20日（月曜日）となります。（参考：昭和51.1.23民二第900号通達、同901号依頼通知、昭和63.12.20.民二第7332通達、戸籍誌562号51頁）

（千 手）

-死亡・失踪-

(第1回、第2回共通)

[問1]

死亡届の届出資格について相談がありました。

次の者は届出人になることができるのでしょうか。

① 死亡した事件本人の13歳になる子供

【回答】 意思能力があれば、未成年者でも届出ができる。

意思能力の有無の認定は極めて困難であるが、一概に年齢をもってその標準を定めることはできないものである。大体において自己のなす事柄を了知することができる程度に知能が発達していると認められる場合においては、意思能力を有するものと認めて取扱って差し支えないとする（大5.4.19民481回答、大14.10.30民事9449回答）。

② 20年前に死亡した事件本人の18歳になる弟

【回答】 届出人になれない。

戸籍法は、死亡届の届出人を死亡者と密接な関係を有し、かつ、死亡の事実をより早く知り得る者を届出義務者と定めています。すなわち同居の親族や同居者です。

本問の場合、死亡した事件本人の弟は2親等の血族ですから一見親族といえるのでしょうが、親族であるかどうかは死亡の事実が発生した時を基準とし判断すべきであることから、兄の死亡時には今だ出生していない弟は、親族とはいはずまた死亡の事実を知り得る者でもないことから、届出をすることはできません。

③ 住民登録を異にする事件本人の内縁の妻

【回答】 同居している場合は、届出人になれる。

同居者とは死亡当時同居していた者をいい、必ずしも住民登録

上同居していた者とは限りません（大3.11.17民甲1110回答）。また、同居の事実については、市区町村は実質審査をすべきではありません。その他の欄に、どこで同居している旨を記載させて形式審査をし、受理して差し支えありません。

④ 事件本人の配偶者の弟の妻

【回答】 同居している場合は、同居者として届出人になれるが、親族としての届出資格はない。

親族の範囲は6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族です（民725）。迷いやすいのは、3親等以内の姻族についてですが、これは、死亡者の配偶者の血族3親等まで、死亡者の3親等以内の血族の配偶者までとなります。

死亡者の血族と死亡者の配偶者の血族間（例えば、死亡者の父母兄弟と死亡者の配偶者の父母兄弟間）または、血族の配偶者相互間（死亡者の兄弟の妻と死亡者の配偶者の兄弟の妻）には、姻族関係はなく、民法上の親族関係もありません。

⑤ 死亡した市民病院の病院長

【回答】 届出人になれる。

第一次的な届出人は、戸籍法87条の届出義務者（同居の親族等）であり、これらの者がいないとき又は届出ができない時は、第二次的に公設所の長又は管理人に届出義務を負わせています（戸93、同56）。ここにいう公設所とは、国又は公共団体等が設置した公の施設を広くいうものであり、個人（私立）病院は含みません。

参考に公的病院とは、医療法第六条に掲げる国立病院、特殊法人として日本赤十字社、済生会、北海道社会事業協会、全国厚生連合会、国民健康保険組合等の病院並びに都道府県、市区町村の開設する病院をいいます。これ以外が私立（わたくしりつ）の病院になります。

- ⑥ 個人（私立）病院で死亡したが、入院まで居住していた借家の家主

【回答】 届出人になれない。

戸87条第1項3号の家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人とは、死亡者がその場所で死亡した場合のみ届出義務を負うとされています（昭11.5.4民甲361回答）。死亡届の届出人を死亡者と密接な関係を有し、かつ、死亡の事実をより早く知り得る者を届出義務者と定めている趣旨からして、病院で死亡した場合は家主等は死亡の事実をより早く知り得る者ではないためと考えられます。

問2 次の取扱いは正しいでしょうか、検討して下さい。

- ① 死亡した事件本人の本籍A市、届出人の住所地がB市、死亡地がC市であるところ、当該死亡届出がD市に届けられ受理した。

【回答】 D市が届出人の所在地又は一時滞在地なら受理できます。

死亡の届出は死亡した者の本籍地又は届出人の所在地あるいは死亡地においても届け出ることができます。ここでいう所在地とは住所地又は居所もしくは一時滞在地も含むと解されています。市区町村の窓口ではその他欄に一時滞在地である旨の記載があれば受理できると考えられます。

（参考）以前は死亡地のみで届出をすべきとされていましたが、昭和45年法律第12号による改正により現在の取扱いとなりました。

- ② 警察署長から本籍不明者の死亡報告がなされていた者について、親族から本籍分明届出が提出され受理した。

【回答】 受理できません。

死亡者の本籍が明らかでない場合には、警察官は本籍不明者の死亡報告をしなければならず、その後本籍が判明したなら、本籍判明報告をしなければなりません。この場合に同居の親族等は死亡者を認識したときは死亡届をしなければならず、本籍分明届の方法はとることができません（戸92）。

戸籍法26条の本籍分明届とは、本籍不明者若しくはない者についてなした届出に対して、その届出人（若しくは届出事件の本人）が本籍が明確になった場合にする届出です（例：借家で死亡した者（本籍不明者）の死亡届を家主が出した場合）。

- ③ 外国で死亡した場合の死亡の日時について、死亡地の標準時と日本の標準時を記載してほしい旨の申出があり、併記し戸籍記載をした。

【回答】 死亡の日時の併記はできず、死亡地の標準時によってのみ記載すべきです。

従前は併記することも認められていましたが、平成6年11月16日民二第7005号通達により改められました。

- ④ 失踪届により戸籍から削除されているものについて、死亡届がなされ不受理とした。

【回答】 受理し、戸籍に死亡の記載をして差し支えありません。
なお、失踪の記載は失踪宣告取消しの届出をまって削除します。
失踪宣告の裁判が確定すると、失踪者は死亡したと見做され、失踪届に基づいて戸籍から消除されます。これはあくまで生死が判らない場合にとられた法的処置であって、死亡診断書等の死亡の事実を証する書面を添付した死亡届によって、死亡していることが明らかな場合は、死亡届によって戸籍を消除するのが原則です。戸籍上は失踪届による死亡と見做される事項と死亡届の死亡

事項（両者は多分死亡の日が相違する）が重複して記載されることになるが、失踪の記載は当然には消除されず、失踪宣告の取消しが確定しない限りそのままにしておくしかなく、市区町村の職権によって消除することもできません。

- ⑤ 死亡届が既になされたものについて、失踪届がなされ不受理とした。

【回答】 認定死亡の報告により戸籍に記載後、失踪宣告の届出があった場合は、これを受理し、戸籍に失踪の記載をして死亡報告事項を削除します。

認定死亡とは、死亡の確率が極めて高くしかも権限のある取調官公署の慎重な取調べに基づいてなされる死亡事実の記載であるが、死亡したものと推定されるにすぎないので、その事実は反証をあげて争うことができます。失踪宣告は死亡したと見做すことで法律上の確定的な効果を得ることができ、反証を許さない失踪宣告は、許されるべきと解されています。しかし、認定死亡ではなく、医師の死亡診断書等が添付された確定死亡の届がなされたものについては、失踪届では受理できません。

- ⑥ 昭和40年2月1日に最後の音信があり、昭和50年8月15日に失踪宣告の申し立てがなされました。同年10月1日に宣告がなされた場合、死亡と見做れるときは、昭和57年8月15日です。

【回答】 昭和47年2月1日である。

普通失踪の場合は失踪者が行方不明となった日の翌日から起算して法定の7年の期間満了の年月日が死亡と見做される日となります。審判書に行方不明となった時期が月日まで明らかでない場合の死亡と見做される日は、その年又は月の最終の7年後の応答日となります。

例1. 審判書に平成2年6月頃と記載の場合の死亡の日は平

成9年6月30日

例2. 審判書に平成2年以来と記載の場合の死亡の日は平成
9年12月31日

例3. 審判書に平成2年春以来と記載の場合の死亡の日は平
成9年5月31日

危難失踪の場合は危難が去ったときに、直ちに死亡したと見做
されます。

例. 審判書に平成4年4月4日から2日間にわたって災害が
発生した場合は、平成4年4月5日に死亡したと見做され
ます。

⑦ 死亡届が届けられたが、事件本人が出生後もなく死亡した出
生届未済者であり、戸籍に登載されていないことから不受理と
した。

【回答】 死亡届出を受領しておき（発収簿に登載），出生届後
に正式に戸籍受付帳に登載した上、死亡の記載をする。

⑧ 既に高齢者消除された者が相続財産を有していたとして、相
続人から関連戸籍の謄本の請求があり交付し、その際に相続開
始の日は許可の日であると回答した。

【回答】 高齢者の戸籍消除は死亡の蓋然性の高い高齢者につい
て一定の要件の下に戸籍を整理するものにすぎないから、
その消除手続を終えた時点で相続が開始するものではあ
りません。

相続登記をするには死亡の日が戸籍に明記されるか又は失踪宣
告により死亡と見做される日が戸籍に記載された後でなければ、
その戸籍謄本をもって相続を証する書面とすることはできません
(昭和32.12.27民事三第1384号回答)。

(阿野，阿部)

遊歩道　名にわ
枚方市
『禁野』の巻

私は東大阪市で生まれ、枚方市に移り住み3年半がたちました。

京阪電車、枚方市駅北口のバスターミナルで国道田ノ口、既製服団地、藤阪ハイツ方面行きのバスに乗ると一旦淀川沿い（旧国道1号線）を京都方面へ走り、天の川（羽衣伝説で有名な）に架かる「かささぎ橋」を渡り右折して京阪電車の高架をくぐり、海拔20-30mの丘陵地形になっている禁野の台地に登っていくと宿舎、大規模な中宮の住宅団地群や、マンション、そして宿舎の4倍近くもある広大な小松製作所の土地が続いている。しばらく住宅街を真すぐ抜けると国道1号線と交差しています。

「禁野」この地名を初めて聞いたとき、何か不思議な感じがしました。一言でいうなら変わった地名だと思っていました。

つい先日、スポーツ雑誌でも見ようと近くの御殿山図書館を訪れた時に、枚方市やその周辺の土地の歴史や文化を綴った古い雑誌が目にとまりました。

奈良時代後期～平安時代初期にかけて歴代の天皇は、交野に行幸され鷹狩を楽しまれたそうです。当時、この辺りは交野原と呼ばれ雉、山鳥、鴨などがたくさんいて京都からも近く最も有名な獵場がありました。しかし、一般の遊猟は禁じられていました。このようしたことから「禁野」と呼ばれるようになったそうです。「禁野」は古代において、天の川と淀川の合流する地域で水上交通の要所だったところで、また高貴な方の古墳が散在していました。数々の伝説が残ることと合わせてますます「いにしえ」を感じができる土地でもあります。

今ではこの禁野地区は、住宅地ばかりですが、山田池公園まで足を運ぶと胸いっぱい自然を感じることができます。

さて、この「禁野」ですが、近・現代においてこの一帯は昭和20

年の敗戦まで巨大な陸軍火薬倉庫が広がっていて「禁野の火薬庫」として有名であったそうです。

「禁野の火薬庫」は、明治29年設けられ以後拡張を続け終戦直前には総敷地38万5千坪という膨大なもので、昭和12年にはこの火薬庫の東方に枚方製造所が創設され、各種砲弾、爆弾、その他各種信管類を製造し禁野火薬庫で造られた火薬を砲弾に装填する作業をしていました。最盛期には作業員は3万人を数え、敷地内に建坪6万坪4百棟の工場を有し、昼夜二交代制の無休作業を行っていました。この製造所創立直後の昭和14年3月1日午後2時40分火薬庫西北隅から爆発が起り、その火は東隣りの製造所の砲弾集積場にも飛び移り誘爆し、戦場さながらの状況となり、甲斐田、田ノ口、御殿山、渚、山田、中宮、禁野周辺の民家はむろん、丘陵下の京阪電車沿いのいたるところに砲弾が飛び散り、再には淀川の対岸の高槻にも飛び火や爆風の被害が及んだとのことです。死者94名、重軽傷者602名、焼失家屋506棟、避難者は

京阪国道を大阪へ列をつくって逃げたそうです。この爆発事故以降は空襲を免れ、全工場施設は昭和20年8月15日の終戦を迎え、進駐軍指令にて作業を中止しました。

昭和25年6月近畿財務局枚方出張所枚方分室の管理なり、その後転用が許可され、現在のような住宅が建ち並ぶ平和な庶民の街となっていました。

天気のいい日、宿舎の高台から淀川の方を眺めると、夕焼けが空全体と街を真赤に染めています。日が沈むと今度は、淀川対岸へとつづく夜景がみごとで、なかなかいい眺めです。禁野の昔を知ったことでこの景観がなおさらすばらしいと感じるとともに、いつまでも平和であってほしいと願うこの頃です。

(阿 部)

法務局における

伺い事件の処理例の解説

母が他男と婚姻中に出生した子につき、母が離婚し実父と婚姻した後、その父から出された出生届について

種別 出生届受理伺い

結果 受理相当

関係法令等

民法772条、782条、790条

戸籍法18条、25条、38条、49条、51条、62条

医師法24条

昭和40年9月22日明報2834號答

事件の概要

本件は、母が婚姻中に他男との間に懐胎し、昭和48年11月1日及び同55年7月13日に出生した者につき、実父母婚姻後に表見上の父との親子関係不存在確認裁判の確定審判書を添付し、実父から嫡出子出生届がなされました。出生証明書の添付がないため、その受否につき伺いがなされたものです。

(添付書類)

親子関係不存在確認審判書

同確定証明書

住民票

出生証明書を添付できない理由書

被認知者の承諾書

解説

1 届出の重複について

出生の届出は、14日以内にしなければなりません(戸籍49条)が、本件は、事件本人らが出生後十数年を経過しての届出であり、既に出生届がなされている可能性は否定できません。

そこで、事件本人の出生地、本籍地及び届出人の住所地が出生届の届出地になる(同51条、25条)ことから、事件本人らの出生地及び出生当時の母の本籍地並びに届出人の住所地を管轄する市区町村役場に対し、事件本人らの出生届の記載が受附帳にあるかどうか又は本籍不明者様に事件本人らの出生届が編綴されているかどうかの調査依頼をしたところ、いずれも該当しない旨の回答でした。

しかも、本件は親子関係不存在確認審判書に事件本人の本籍欄中「出生届未了」の記載があること及び住民票の本籍欄が「本籍不明」となっていること並びに戸籍記載が未了であることから、届出の重複がないものと認められます。

2 出生の事実、親子関係について

出生届には医師等が作成した出生証明書を添付しなければなりません(戸籍49条3項)。事件本人らは昭和48年及び同55年に病院で生まれ

ましたが、カルテの保存期間は5年(民法24条)で既に廃棄済みのため、本件には出生証明書の添付が不可能です。

ところが、親子関係不存在確認審判書には、事件本人らは母の前夫との親子関係がないこと及び事件本人らの出生日、場所並びに実父は母の後夫であることが記載されており、また、法務局の調査結果からも、出生の事実及び親子関係については認められて差し支えないものと考えます。

3 子の承諾について

成年に達している子を認知する場合はその承諾を要することになっています(民法782条)。また、父母の婚姻前に出生した子について、その出生の届に先立って父母が婚姻した場合には、出生の届出と認知の届出を各別にするまでもなく、父から嫡出子出生の届出がなされたときは、その出生届には認知の効力が認められており(戸籍62条)、当該子は婚姻後の父母の戸籍に入籍します。本件の出生届については前述の認知の効力のある届であることから、昭和48年生まれの事件本人については成年に達しているため、被認知者である事件本人の承諾が必要になりますが、添付の承諾書によってその意思が確認できます。なお、この承諾書に代えて届書の「その他」欄に同意又は承諾した旨を記載して署名・押

印するといった方法もあります(戸籍38条)。

結論

以上のことから、本件は受理相手として処理するよう指示がなされたものと考えます。

なお、事件本人らの入籍する戸籍についてですが、母が婚姻中に懐胎した場合であれば、その子の父は母の夫と推定され(民法772条)、嫡出子として父母の氏を称し父母の戸籍に入籍することになります(同790条、戸籍18条)。

本件は、母が前夫と婚姻中に事件本人らを出産したので、当該子らは前述の規定より、母の前夫の嫡出推定を受け、表見上の父と実母の婚姻中の氏を称しその戸籍に入籍することになります。ところが、事件本人らが出生した当時、母と実父は事实上夫婦関係にあり、母と前夫の夫婦関係は既に破綻していました。実父母にとって、生まれた子供が他男の戸籍に入籍するのは心苦しかったことから、出生の届出がされなかったようです。

そこで、事件本人らは母の前夫を相手に嫡出推定を排除する裁判(親子関係不存在)を提起し、その裁判が確定しましたので、事件本人らは非嫡出子となりました。非嫡出子なので届出義務者は母(戸籍52条2項)になり、母から届出がなされると当該子らは出生時の母の戸籍、つまり母と前夫が婚姻中の

戸籍に入籍することになりますが、
本件は、実父から嫡出子出生届出
がなされたことから、前述の戸籍
法62条の出生届にあたり当該子ら
は実父母の婚姻中の戸籍に入籍す
ることになります(聯40年9月22日
2834号回答)。

(芝)



いわゆる情報公開法等の成立に伴う戸籍法の一部改正について

5月14日行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（同第43号）が公布されました。同整備法第6条により戸籍法の一部が改正され、「第48条第2項本文に規定する書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定は、適用しない。」との第117条の6が新設されましたので、参考までにお知らせします。

なお、同整備法は、同法附則第1条により行政機関の保有する情報の公開に関する法律の公布の日から起算して2年を越えない範囲内において政令で定める日（現時点では、政令は制定されておりません。）から施行することとなります。

記

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（同第43号）抜粋

第6条 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一百十七条の五の次に次の二条を加える。

第一百十七条の六 第四十八条第二項本文に規定する書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

この法律は、国の行政機関が保有する文書等の開示について定めたものであり、法務局が保有する戸籍届書類について適用しないとされました。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第41条により、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないとされていますが、市区町村が保有する戸籍関係の文書等の場合は、国の機関委任事務として保有されるものであり、しかも、全国統一的な事務処理が強く要請される戸籍事務の性質上、戸籍法令の規定にのみによって公開できるのであって、条例制定権は及ばないものとされています。

（戸籍課長 森 芳生）

oooooooooooooooooooooooooooo
電話における
質疑応答事例(55)

問1 <戸籍の処理>

A市に本籍を有する養父とB市に本籍を有する養子の縁組届と、養父の実子（同籍）と養子を当事者とする婚姻届が、同時に婚姻後の新戸籍編製地であるC市に提出された。

この場合、C市での新戸籍編製の時期について伺いたい。

答 A市において婚姻の記載がされるまで処理を保留し、その記載の完了を待って処理されたい（[参考 戸籍579号56頁](#)）。

問2 <死亡時刻の記載>

死体検査書中の死亡時刻が、「平成11年6月15日午後頃」と記載されている場合、戸籍にはいかに記載すべきか。

答 死体検査書のとおり、「平成11年6月15日午後頃」と記載して差し支えない。
([参考 戸籍677号55頁](#))

問3 <国籍証明書>

フィリピンで成立した婚姻にかかる41条証書の提出があったが、同証書中「Citizenship」が「フィリピン」と表記されて

いる者は、フィリピン国籍と認めてよいか。

答 貴見のとおり。

従前の様式が改正されて、国籍の表記が「Nationality」から「Citizenship」に変更されている。

問4 <縁組の記載>

嫡出でない子A(10歳)を有する女B(筆頭者)が外国人Cと婚姻した後、夫Cとともに同籍の子Aを養子とする場合の子Aの身分事項欄は、どのように記載すべきか。

答 「平成年月日同籍B同人夫国籍○○国C(西暦年月日生)の養子となる縁組届出(代諾者親権者母)④」と記載すべきものと考える。

([参考 戸籍560号43頁](#))

問5 <準正嫡出子の身分取得の有無>

離婚後300日を経過した後に出生した子を離婚前の夫が認知した場合、子は認知準正により嫡出子となるか。

答 嫡出子とならない。

(参考 昭和38年9月12・13日最高法務局管内戸籍事務協議会決議、昭和45年5月27・28日長崎県下戸籍住民基本台帳事務連合協議会決議同年12月7日福岡法務局長変更認可)

問6 <福祉事務所長からの死亡届>

福祉事務所の長から死亡届がなされた場合は、直ちに受理伺いすればよいか。

答 ①本籍地に届出があった場合

受領庁において届出資格者である親族等を調査の上、届出する者がないと判断したときは、死亡届を戸籍記載の申出書とみて、戸籍記載許可申請をする。

②非本籍地に届出があった場合

上記①と同様の調査をした上、届出する者がないと判断したときは、戸籍記載申出書として発収簿で処理した上、本籍地に送付する。

問7 <帰化届出期間>

帰化届出が、官報告知の日から一ヶ月過ぎてなされたが、失期通知を要するか。

答 帰化届の添付書類である「身分証明書」の交付を受けた日から一ヶ月以内であれば、要しない。

帰化届は、帰化者が官報告知の日から一ヶ月以内に、法務局の長から発給された「帰化者の身分証明書」を添付の上、所在地又は新本籍地の市区町村長に対ししなければならないとされている（戸籍簿102条の2、昭30.12.5.民二第596号略）。

ただし、届出期間の起算日にについては、戸籍の実務上では、

官報告知の日からとすることなく、上記身分証明書の交付を受けた日から一ヶ月以内を届出期間として取り扱って差し支えない（昭和37.8.7.秋田県決議、実務戸籍法222頁、レジストラーブックⅢ257頁）。

問8 <届書の発送印遺漏>

発送者の職印のない届書が他市町村から送付されてきたが、どのように取り扱うべきか。

答 届書の様式に発送者の職氏名印とあるので、原則的には返戻すべきであるが、それが単なる職印漏れと認められるときは、その旨付箋処理して差し支えない（昭和43.11.15.宮崎県戸住協決議）。

(第2係)

クククククククククククククク
戸籍のポケット
書くこと、
話すこと
クククククククククククククク

1. あの日から

日常生活においてごく当たり前のことである「書くこと」「話すこと」が、一昨年10月当課に配置換えとなつた日から、私にとって特別なことに変わつてしまつました。

戸籍事件等の処理のための決裁文書や各種報告書を起案・作成すること、また、市区町村の戸籍事務従事者に対する各種研修講師、現地指導や戸住協各支会の研修会への出席等々…。

「読むのは好きだが書くのはどうも」、「人前で喋るのが苦手」などと、好き嫌いを言ってはいらなくなつたのです。

2. 書くことについて

「書く」という行為は、誰もが小さいころから慣れ親しんだことです。学校時代に作文・レポート・論文などを苦労して提出した経験や思い出は、どなたにもあることでしょう。

しかし、社会人に要求される文書作成能力は、その職業・職種によって千差万別です。

1. で申し上げましたとおり、

わが戸籍課の仕事の中でも、戸籍訂正や問い合わせ等の事件処理の文書作成や各種回議書・報告書の起案等につきましては、上司に決裁を仰ぐためのものですから非常に気を遣います。

誤字・脱字などは論外ですが、内容とともにその形式についても十分に留意しなければなりません。

当局には、文書の起案について、「文書案は、口語体とし簡明、平易かつ正確に記載」し「原則として文書の内容を簡潔に表現する標題を付す」等々が細かく文書規程に定められております。そして、それは職員として当然知つていなければならぬのですが、形式にばかり気をとられると、逆に

「趣旨不明」の叱責を受けることにもなりますので要注意です。

3. 話すことについて

今、私はこの原稿と同時に、本年度第1回初級者研修で担当する「出生・認知」の講義用の原稿も作っています。自分に与えられた時間内で研修員の皆様に理解してもらうには、どう説明したらよいのか大いに悩んでいます。

「誤ったことを言つてはならない」というプレッシャーと、「すべての研修員に理解して貰わねば」という使命感にとらわれます。

しかし、一番憂うつなのは、大

勢の研修員の前で話すことです。緊張のあまり「あがってしまう」ことがわかっているからです。

経験を積み、場慣れすればそんなことはなくなる、という人もいますが、私にはとても無理です。

この「あがる」ということに対して、「講義の進め方・話し方」（正木勝秋著、日本生産性本部発行）という本は、

- (1) 自分の考えを自分の言葉ではなすこと
- (2) 聞いている人が誤りを指摘するのではないかという不安を持たないこと
- (3) 自分自身の手で十分な準備をすること

と、その克服方法を教えてくれています。要するに「自信を持ってやれ！」ということを書いているのですが…、これが…、なかなか…（難しい）。

誌友の皆様のなかに「人前で、あがらんコツはこれや。」という方法をご存じの方がありましたら、ぜひ私にご一報ください。

4. どうしているかといえば

とはいって、「書くこと」も「話すこと」も戸籍の仕事とは切っても切れないことです。何とかしなければいけません。

そこで、日頃、私なりに心がけていることや気をつけていること

を、身の程も顧みず以下に申し上げます。

《「書く」ときの心構え》

- ①いろいろなジャンルの本を読んでボキャブラリーを豊かにしながら、文章の表現力を養うよう努める。
- ②表現は稚拙でも、せめて誤字・脱字だけはないように十分に注意する。
- ③「文章を書くことは恥をかくこと」と開き直り、積極的に文章を書くように心がける。
- ④外部に発表するものの場合は、まず身近な人に見てもらい、素直にその批評を受け入れる。

《「話す」ときの心構え》

- ①話す時間の長短にかかわらず、必ず原稿（又はメモ）を用意する。
- ②しかし、それは話し言葉では作らない（その理由＝書いたとおりに読まなければという気持になる→視線を原稿に向けたままとなる→聞く人の反応を見ることができない→独りよがりの講義となってしまう＝研修員の聞こうとする意欲を損なう）。
- ③自分の言葉で話す。
- ④早口にならないよう注意する。
- ⑤話す姿勢・態度に気をつけて、研修員の注意を逸らさないようにする。

5. そして、これからも

「自分の思いを文章にできない。こんなことを書くと他の人に笑われるのでは…。」、「雑談はできても、改まった話は苦手。大勢の人を前にするとあがってしまう。会議での発言や説明が悩みのタネ」こんな思いは、私だけではないはずです。

話すことや書くことにつきましては、その道の専門家から数多の解説書や入門書が出版されております。それだけ多くの人が難しいことだと思っているからだともいえましょう。

しかし、試行錯誤を繰り返しながら自分に一番合った「書き方」

「話し方」を見つけることは、仕事上だけでなく、自分の人生にとっても、大変に意義のあることだと思います。

結果はともかく、書き終えた後や話し終えた後の達成感・充実感には格別なものがあります。

本年度も、本誌や各種研修の場において、何かと皆様の目と耳にとまるものもあるかと思いますが、今後とも、よろしくお願ひします。

(原田)



告 知 板

行 事 結 果 表

4月14日 現地指導(大阪市西区)

22日 現地指導(大阪市大正区)

23日 現地指導(大阪市浪速区)

28日 現地指導(大阪市天王寺区)

5月12日 大阪府戸籍住民基本台帳事務協議会河内支会総会

13日 大阪府戸籍住民基本台帳事務協議会東大阪支会総会

〃 現地指導(大阪市城東区, 堺市新金岡(出))

18日 現地指導(大阪市此花区, 堺市五ヶ荘(出))

19日 兵庫県戸籍住民基本台帳事務協議会総会

〃 現地指導(大阪市港区)

20日 大阪府戸籍住民基本台帳事務協議会岸和田支会研修会

〃 現地指導(大阪市住吉区, 堺市百舌鳥(出))

21日 奈良県戸籍住民基本台帳事務協議会総会

25日 現地指導(大阪市北区, 堺市神石(出))

26日 現地指導(大阪市東住吉区)

27日 現地指導(堺市金岡(出))

28日 現地指導(大阪市阿倍野区)

6月1日 和歌山県戸籍住民基本台帳事務協議会総会

2日 滋賀県戸籍住民基本台帳事務協議会総会

3日 現地指導(大阪市旭区, 堺市北八下(出))

4日 大阪府戸籍住民基本台帳事務協議会三島支会総会

8日 現地指導(大阪市福島区, 南河内郡太子町)

9日 現地指導(大阪市中央区)

10日 現地指導(大阪市住之江区, 泉北郡忠岡町)

15日 平成11年度第1回市区町村戸籍事務従事職員初級者研修

(～18日)

〃 現地指導 (南河内郡河南町)

22日 現地指導 (大阪市東淀川区, 南河内郡千早赤阪村)

23日 現地指導 (大阪市生野区)

24日 現地指導 (大阪市平野区)

29日 平成11年度第2回市区町村戸籍事務従事職員初級者研修

(～7月2日)

〃 現地指導 (河内長野市)

30日 大阪府戸籍住民基本台帳事務協議会南河内支会総会



* * * * *

編 集 後 記

「一瞬の『ヤル気』なら誰でももてる。
けれども、持続性のあるヤル気は
深く認識した者にだけ宿るのである。」

野村克也（現・阪神タイガース監督）

今、関西で一番の有名人といえば、阪神タイガースの野村克也監督でしょう。新外国人選手以外は特に目立った補強もなく、ほぼ昨年と同じメンバーで戦いながら、首位戦線に加わって連日の大健闘、タイガースファンだけでなく、関西人を大いに元気づけてくれています。限られた戦力を十二分に活用するその手腕について、ビジネスの世界に通じるものがあると、日本中の注目を一身に集めています。

この言葉は、「ノムダス『勝者の資格』」（株式会社ニッポン放送プロジェクト発行）の文中に、彼の座右として記されたものです。常に自分を貪欲にレベルアップしていく強い意志こそが、進歩の原動力と断言しています。プロ野球の世界で、捕手という過酷なポジションにありながらも、数々の輝かしい実績を上げてこられたのは、この“持続性のあるヤル気”があったからこそなのでしょう。

持続することの難しさを極限まで追及するスポーツ界同様に…、とまではいかないでしょうが、私たちも各々の仕事に対して、「継続は力」を肝に銘じ、向上への努力を続けていきたいものです。

★ 当局白石訟務部長から「過失か、故意か」と題して、巻頭言をいただきました。

戸籍事務の中にも、この「故意と過失」に似た例があるかもしれません。探してみるのも戸籍の勉強になることでしょう。

★ 大阪府戸籍住民基本台帳事務協議会の会長及び幹事長が交代され、ごあいさつをいただきました。

★ 森戸籍課長が「戸籍記載例について」と題し、戸籍の記載例につきまして、昭和45年に発出された基本通達に沿った解説をしました。

初任者だけでなく、ベテランの方もどうぞ「おさらい」の意味で、ご精読願います。

また、森課長からは、5月に公布されました「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」等についてお知らせしていますので、あわせてご覧ください。

★ 「高齢者消除」について、今村第二係長がまとめました。

同事務につきましては、戸籍事務のコンピュータ化に伴い、今後の事件増が予想されるところです。市区町村の皆様、是非ご一読ください。

★ 本年度最初の研修であります、市区町村戸籍事務従事職員初級者研修の各セミナー問題とその解説を掲載しました（科目によっては第1回分のみ）。事務処理の参考となる事例もありますので、研修員以外の方にもご覧いただきたいと思います。

なお、掲載の都合等から、一部表現に変更・修正等を加えていますので、ご了承ください。

★ 今回の「遊歩道なにわ」は、当課の阿部戸籍指導官が、現在住んでいる枚方市の「禁野」を紹介しました。歴史と自然に恵まれた街の様子が目に浮かぶようです。そして、阿部指導官同様この平和がいつまでも続くことを願ってやみません。

★ 何い事件の処理例として、出生証明書の添付がない出生届の受否について、当課の芝事務官が解説しました。

★ 事務処理上の疑義に直接役立つとして、ご好評いただいております「電話による質疑応答事例」を掲載していますので、ご活用ください。

(編集子 原 田)

* * * * *

— 大阪 戸籍だより № 96 —

編集・発行 大阪市中央区谷町2丁目1番17号
大阪法務局民事行政部戸籍課
(TEL(06)6942-1481)

責任者 森 芳 生

印 刷 所 大阪市天王寺区上汐町3丁目7-1
大 佳 印 刷
(TEL(06)6771-3659)

配席表

大阪法務局民事行政部戸籍課

(平成11年7月1日現在)

